日本置き薬協会の「薬業界自浄・活性化」への提言

発行:日本置き薬協会 事務局

厚生労働省は、平成24年1月19日付け薬食総発0119第1号(厚生労働省医薬食品局総務課長)、薬食監麻発第0119第2号(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長)「平成22年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果の送付及び自己点検の実施について」を発出した。調査結果は前回同様悪く、翌20日の全国厚生労働関係部局長会議において木倉敬之医薬食品局長は、「薬剤師や登録販売者の努力を更にお願いしなければならない。また、行政の方からの監視・指導によって、きちんと薬事法の趣旨を理解戴き、それに対応した販売の仕組みを十分定着させていかなければならない」と発言された。厚生労働省は、ようやく重い腰を上げた様に見える。

しかし、地方行政には、厚生労働省の薬事法遵守への具体的な指導マニュアル・罰則規定等が不備、不十分との声がある。

このままでは、一般消費者から「薬業界は、薬事法の趣旨を理解し販売の仕組みを十分定着させるつもりがない。インターネット等による一般用医薬品販売の方が、店舗や配置販売よりまし」と理解されかねない。

日本置き薬協会としては、これまで厚生労働省と幾度も会談し、「一般用医薬品販売制度定着について」言及、提言を行って来た。

当会は今後とも、国民の安心安全、セルフメディケーションを推進する立場から、厚生労働省や地方行政に協力して違法行為並びに法を曲解する者を遵法させるべく、以下の「薬業界自浄・活性化への提言」を本年2月1日の日本薬業連絡協議会へ提出した。同会にて検討いただく予定である。

- 提言 1. 配置販売業者を始め、一般用医薬品販売に携わる者は、平成 24 年 1 月 19 日発表の「平成 22 年度一般用医薬品販売制度定着状況調査結果報告」に重大な関心を持ち、自浄努力を図る必要がある。
- 提言 2. 但し、厚労省も一片の課長通知を発布するに止まらず、薬事法の趣旨の徹底を図るため、違法・脱法行為に対し容赦なき摘発を行う必要がある。
- 提言3. 平成18年の薬事法制定以来5年、未だに違法・脱法行為を行う販売業者は故意の確信 犯と断じられてしかるべきである。まして、前年度調査よりも販売状況が悪質化して いる調査結果では、抗弁する由もない。
- 提言 4. 厚労省は、悪質な業者による捻じ曲げた解釈をする余地のない、厳格なルールの提示を行い、違法・脱法行為に対する厳正な処分を行うよう当該薬務行政を指導する必要がある。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9 TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224